

## 家族法制部会第24回会議・議事速報

2023年3月28日、法制審議会・家族法制部会の第24回会議が、法務省内で開催された（ウェブ会議システムを併用して実施）。今回もほぼ全ての委員・幹事が出席して、大村敦志部会長の進行のもと、議事が進められた。

今回の会議から、離婚及びこれに関連する制度に関する各論点について、これまでの議論や、パブリック・コメントの手続において寄せられた意見及びヒアリングの結果も参考にしつつ、三巡目の調査審議が開始された。今回の会議では、次のような各論点について、部会資料24に基づいた議論がされた。

まず、親子関係に関する基本的な規律として、成年に達しない子を持つ父母が負う責務に関する一般的な規律を設けることについての議論がされ、多くの委員・幹事から、そのような規律を設けることに賛同する意見が出された。その上で、そのような規律の内容については、父母が負う責務が子の「養育」なのか「扶養」なのかや、父母の「責務」や「責任」だけでなく「権利」についても規律すべきであるかなどの論点を含め、引き続き検討する必要があるとの指摘がされた。

次に、離婚時の情報提供に関する議論がされ、多くの委員・幹事から、いわゆる離婚後養育講座の受講が有益であり、その受講を促進するための取組を引き続き実施していくことが必要であるとの指摘がされた。もっとも、その受講を協議上の離婚の原則的な要件とする規律を設けることについては、これを積極的に検討すべきであるとの意見を示した委員もいたものの、他の多くの委員・幹事からは、そのような規律を設けないものとするべきであるとの意見が示された。

また、養育費等に関する定めの実効性向上の方策として、養育費請求権に一般先取特権を付与することや、その優先順位を雇用関係に劣後するものと位置付けることが議論され、多くの委員・幹事からこれらに賛同する意見が出された。その上で、優先権を付与すべき債権の範囲や債務者の手続保障の在り方を引き続き検討する必要があるとの指摘があった。

さらに、子の監護に関する事項についての裁判手続に関する規律として、収入に関する情報の開示義務を当事者に課す旨の規律を設けることが議論され、多くの委員・幹事から、そのような手続法上の開示義務を設けることに賛同する意見が示された。その上で、そのような開示義務の対象となる手続の種別については、家事審判事件や人事訴訟事件だけでなく、家事調停事件も含めるべきであるとの意見があり、また、この開示義務違反があった場合にどのような制裁を課すべきであるかなどを引き続き検討する必要があるとの指摘もあった。

最後に、財産分与制度に関する規律の見直しについて、財産分与の考慮要素の法定化に関する議論がされたが、時間の関係で、次回会議に積み残されることとなった。

次回以降の会議では、引き続き、三巡目の調査審議を継続する予定である。

※ 本速報は、事務局の責任で、部会の議事結果のあらましを、速報として、日本語・英語で随時に提供するものである。追って、議事録（日本語）を公開する予定である。